

## 長野県告示第597号

平成26年10月15日成立した平成26年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部 守一

## 平成26年度長野県一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	215,499,000	1,133,484	216,632,484
7 分担金及び負担金	2,433,151	52,554	2,485,705
9 国庫支出金	105,717,985	1,103,678	106,821,663
11 寄付金	101,868	1,000	102,868
12 繰入金	34,423,346	1,594,399	36,017,745
13 繰越金	1,076,973	1,205,163	2,282,136
14 諸収入	82,200,332	1,491	82,201,823
15 県債	115,261,000	1,752,000	117,013,000
歳入合計	860,022,650	6,843,769	866,866,419

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	41,042,095	791,122	41,833,217
3 民生費	109,714,304	6,512	109,720,816
4 衛生費	23,045,138	133,030	23,178,168
5 労働費	5,419,261	41,720	5,460,981
6 環境費	2,826,375	500,000	3,326,375
7 農林水産業費	59,465,425	415,977	59,881,402
8 商工費	80,555,996	47,986	80,603,982
9 土木費	93,677,401	4,827,788	98,505,189
10 警察費	42,737,979	75,286	42,813,265
11 教育費	198,411,042	4,348	198,415,390
歳出合計	860,022,650	6,843,769	866,866,419

## 2 繰越明許費

防災行政無線管理費ほか3件 金額 1,041,272 千円

## 3 債務負担行為補正

空港管理事業ほか7件 限度額 2,425,307 千円

## 4 地方債補正

防災行政無線整備事業費ほか7件 限度額 1,752,000 千円

## 平成26年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	2,557	4,428	6,985
歳入合計	872,390	4,428	876,818

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 事務費	5,965	4,428	10,393
歳出合計	872,390	4,428	876,818

平成26年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正		(単位:千円)	
(1) 歳入			
款	補正前の額	補正額	計
6 繰越金	-	501,999	501,999
歳入合計	11,385,394	501,999	11,887,393
(2) 歳出			
款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	8,721,394	501,999	9,223,393
歳出合計	11,385,394	501,999	11,887,393
2 債務負担行為補正			
流域下水道事業	限度額	6,141,000 千円	

平成26年度長野県企業特別会計補正予算

(単位:千円)

会計名	既決予定額	補正予定額	計
電気事業会計(第1号)	5,067,634	85,175	5,152,809

財政課

長野県告示第598号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部守一

- 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
飯山陸送株式会社  
長野県飯山市大字静間280番地1  
代表取締役 勝山一成
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
中野市大字豊津5147番地他
- 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)並びにがれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)  
(廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)  
以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
- 申請年月日  
平成26年6月6日
- 縦覧の場所  
長野県環境部資源循環推進課及び長野県北信地方事務所環境課

7 縦覧の期間

平成26年10月23日(木)から同年11月22日(土)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)

8 意見書の提出

法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事宛てに意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

平成26年10月23日(木)から平成26年12月8日(月)まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県環境部資源循環推進課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称(「飯山陸送株式会社に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。)

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

ウ 施設に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

資源循環推進課

## 長野県告示第599号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第1項及び第15条の2の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、法第9条第2項及び第15条の2の6第2項において準用する法第8条第4項及び法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
飯山陸送株式会社  
長野県飯山市大字静間280番地1  
代表取締役 勝山一成
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所  
中野市大字豊津5014番地2他
- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類  
一般廃棄物最終処分場  
産業廃棄物の管理型最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
(1) 一般廃棄物  
燃え殻、ばいじん（以上いずれも、特別管理一般廃棄物であるものは環境大臣の定める方法（平成4年7月3日厚生省告示第194号）により処理したものに限る。）及びプラスチックごみ  
(2) 産業廃棄物（管理型）  
燃え殻、汚泥、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、鋸さい、がれき類並びにばいじん  
以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
- 5 申請年月日  
平成26年6月6日
- 6 縦覧の場所  
長野県環境部資源循環推進課及び長野県北信地方事務所環境課
- 7 縦覧の期間  
平成26年10月23日（木）から同年11月22日（土）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
- 8 意見書の提出  
法第9条第2項及び法第15条の2の6第2項において準用する法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事宛てに意見書を提出することができます。  
(1) 意見書の提出期間  
平成26年10月23日（木）から平成26年12月8日（月）まで  
(2) 意見書の提出先  
〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県環境部資源循環推進課 廃棄物審査係  
(3) 意見書の記載事項  
ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「飯山陸送株式

会社に係る一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。）

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

資源循環推進課

## 長野県告示第600号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大町市八坂字篠八窪868の2、字上松1358から1362まで、字大欠ノ上1363、1364、字半前場1365、1367、1369、字上ノ山1615、1616のイ、字上ノ山欠端1617、字池頭大欠端1618、字家ノ前1669、1670、字五味ノ木欠端1695、字欠下1770、1771、字家下1772から1774まで、2109のハ、2120のロ、2126のロ、字門間欠端1775、字北裏欠端1776、字中奴1777の1、1778の1、1778の2、字ヤツコウ1779から1781まで、字沢ゴウロ1782、字ゴウロ1783、字荒畑1795、字大欠1804、1807、字山吹2115の1、2133、字家ノ下2116のイ、2116のロ、2119の1から2119の3まで、字板取2123から2125まで、2129、字こうろふ2126のイ、2127、2128、字ぬけたま2130、2131、2138、2139、字ぬけだみ2132、字山吹沢2134、2156の1、2214のロの1、2313の1、字日影2135のイ、2137、2150、字ノゾキ2160のイ、字網張場2161、2162の1、字石原田2295の1、2295のイの1、字堂ノ脇2306、2307の1、2308の1、2311の1、2311の2、字京塚2309、字石置下2312のイの1、2312のイの2、字石置2312のロの1、字中川原2314の1、2314の2、字浦ノ山8729の1、8729の4、8729の5から8729の7まで（以上3筆国有林）、字破風口8730から8733まで、字大ヤバナ9648、字ゼンマイバ9649、9650、字岩原9658、9659、字大畑11554、字土畑ケ11555のイの1、11555のイの2、11555のロ、12094、12095、12102のハ、12104、12105、12119のイ、12120のイ、12120のロ、12121のロ、字登り坂11568、字高花11571のロ、11572のイ、11572のロ、字土畑ケ滝下12096、字大畑ケ12123
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、伐採を禁止する。  
字池頭大欠端1618、字堂ノ脇2311の2  
イ その他の森林については、主伐は択伐による。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

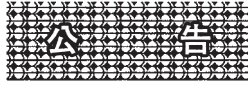
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野門前創造会議

3 代表者の氏名

寺久保 尚哉

4 主たる事務所の所在地

長野市東町142番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、長野市民及び長野市を訪れる観光客に対し、伝統文化、歴史的資産及び産業の観光への活用に関する事業並びに広く一般市民に対する自然エネルギーの普及に関する事業を行い、長野市を核とした中心市街地のにぎわいのある街づくりの推進と自然環境と調和した経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成26年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レスバイトケアはちもり

3 代表者の氏名

大和 章

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡朝日村大字古見山際3605番1

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、生活の自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行いもって、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部守一

1 建築物の建築の計画

(1) 建築場所

下伊那郡松川町元大島3587-1、3589-1、3589-2、3590、3592-2、3719-3、3719-4、3719-5、3720

(2) 建築主氏名

松川町長 深津 徹

(3) 用途地域

第一種中高層住居専用地域

(4) 敷地面積

12995.05平方メートル

(5) 主要用途

社会教育施設（公民館）

(6) 構造及び階数

鉄骨造 一部 鉄筋コンクリート造 地上3階建て

(7) 工事種別

増築

(8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	963.11 m <sup>2</sup>	4781.78 m <sup>2</sup>	5744.89 m <sup>2</sup>
延べ面積	1989.39 m <sup>2</sup>	6523.63 m <sup>2</sup>	8513.02 m <sup>2</sup>

(9) 建ぺい率 44.21パーセント

容積率 65.30パーセント

2 日時

平成26年10月30日（木） 午後1時30分から

3 場所

松川町中央公民館2階 大会議室

建築住宅課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年10月23日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤 信行

1 許可番号